経済支援

年金・手当

1 国民年金（障害基礎年金）

国民年金の被保険者期間中に初診日のある（※ 1）病気やけがによって、定められた障がい状態（※ 2）にあり、かつ納付要件を満たしている 20 歳以上の方に年金を支給する制度です。

※1 初診日が 20 歳前の場合も支給対象となります（本人の所得によって支給停止となる場合があります。）。

※1 初診日が 65 歳以上の場合は、原則障害基礎年金は支給されません。

※2 障害年金の等級は身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

支給額 1 級 1,059,125 円（年額）（1,056,125 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方
2 級 847,300 円（年額）（844,900 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方

子の加算 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障がいのある子は 20 歳未満）がいるときに次の額が加算されます。

○子 1 ～ 2 人（1 人につき）243,800 円（年額）

○ 3 人目から 1 人につき 81,300 円（年額）

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照。ただし、初診日が国民年金第 3 号被保険者期間中の場合は各年金事務所 ※ 92 ページの8を参照）

2 厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによって、定められた障がい状態に該当する方に、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、この障がいよりやや軽い場合に厚生年金保険の独自給付として 3 級の

障害厚生年金が支給されます（最低保障年額 635,500 円（633,700 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方）。

配偶者加給年金額　1・2 級の障害厚生年金を受けている方によって生計を維持していた配偶者がいる場合に、加給年金額が加算されます。
年金額 243,800 円（年額）

（障害手当金）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがが初診日から 5 年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときに一時金として支給されます。

対象者　初診日前に、国民年金の障害基礎年金を受けられる保険料納付要件を満たしている方（最低保障額 1,271,000 円）（1,267,400 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方

◇各年金事務所（※ 92 ページの 8 を参照）
※共済組合員期間中に初診日がある場合は、各共済組合

3 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において、障害基礎年金等を受給することができない障がいのある方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度があります。

対象者　次のいずれかに該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金 1・2 級相当の障がい状態に該当する方

○平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
○昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金制度加入者等（厚生年金・共済組合の加入者等）の配偶者
※所得によって支給停止となる場合があります。
※老齢基礎年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

支給額　1 級障害相当 58,650 円（月額）　　2 級障害相当 46,920 円（月額）

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照）

4 心身障害者扶養共済制度

心身障がい（児）者の生活の安定や将来に対する保護者の不安の軽減を図ることを目的とした、任意加入の制度です。

加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいとなったときに、心身障がい（児）者に終身一定額の年金を支給します。

なお、この制度は都道府県、政令指定都市が条例に基づいて実施している全国的な制度です。加入者が札幌市外へ転出されても、転出先の自治体で手続をすることで、札幌市における加入期間を通算できます。

加入者　次の要件を満たしている方が加入できます。

○心身障がい（児）者を現に扶養している保護者（配偶者・父母・兄弟姉妹など）であること

○札幌市内に住所があること

○加入しようとする年度の初日（4 月 1 日）時点で 65 歳未満であること

○生命保険に加入できる健康状態であること

対象となる心身障がい（児）者　次の要件を満たす、将来独立自活が困難と認められる方が対象となります。

①知的障がいのある方（療育手帳をお持ちの方）

②身体障がいのある方（身体障害者手帳の等級が 1 ～ 3 級の方）

③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記①又は②と同程度と認められる方

掛金　新規加入の場合、1 口につき月額 9,300 ～ 23,300 円（加入時の年齢により異なります）。障がいのある方 1 人につき 2 口まで加入できます。

掛金の減免　次の要件を満たす場合、掛金が減免になります。該当する方は、毎年減免の申請が必要です。

○生活保護を受けている場合　10 割（全額）減免

○加入者及びその配偶者が市民税非課税の場合　5 割減免

○加入者及びその配偶者が市民税所得割非課税の場合　3 割減免

年金額　1 口につき月額 20,000 円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

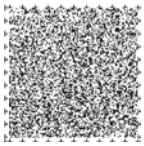

5 各種手当

障がいのある方の経済的な援助として、各種手当の支給を行っています（ただし、所得や施設入所などによる支給制限があります）。

名　　称	内　　容	月　　額
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な 20 歳未満の児童に支給します。	16,560 円
特別障害者手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要な 20 歳以上の方に支給します。	30,450 円
福祉手当（経過措置分）	昭和 61 年 3 月末に従前の福祉手当を受給していた 20 歳以上の方で、昭和 61 年 4 月 1 日から「特別障害者手当」又は「障害基礎年金」のいずれにも該当しない方に支給します。新規申請は受付していません。	16,560 円
児童扶養手当	父又は母に重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）がある場合、児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。（公的年金と併給している場合は、受給者及び児童の年金額を手当額から差引いて支給されます。）	①　1 人目の児童 48,050 円～ 11,340 円（所得に応じて変動） ②　2 人目以降 1 人につき 11,350 円～ 5,680 円（所得に応じて変動） ※所得により、手当の全部が支給停止となる場合があります。
特別児童扶養手当	身体又は精神に重度、中度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。	1 級（重度）58,450 円 2 級（中度）38,930 円
外国人障害者福祉手当	重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人（帰化者を含む）に支給します。	36,000 円

※令和 8 年 4 月 1 日現在の支給月額です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

6 災害遺児手当

災害遺児手当

交通事故、労働災害、不慮の災害等で、父若しくは母又はこれらに代わる養育者が重度の障がいになった、義務教育終了前の児童を扶養している方に支給します。子ども 1 人につき月額 4,000 円です。

災害遺児入学等支度資金

災害遺児が小学校や中学校、高校等に入学するとき、又は、中学校等卒業後就職するときに支度資金を支給します。支給額はいずれも子ども 1 人につき 20,000 円です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

税の軽減

1 税金の控除・減免

区　分	要　件	控除・減免額	お問い合わせ
所得税	本人、同一生計配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：27 万円 特別障害者控除：40 万円 同居特別障害者控除：75 万円	各税務署 （※ 91 ページの6を参照） 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
	障がいのある方が居住する家屋に、自己資金で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む改修工事を行った場合	バリアフリー改修工事の標準的な工事費用の額（限度額200万円）の 10%に標準的な工事費用の額の 200 万円を超える部分とバリアフリー改修工事以外の工事に要した費用との合計額の 5%を加算した額を所得税の額から控除	
住民税	前年の 12 月 31 日時点で本人、同一生計配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：26 万円 特別障害者控除：30 万円 同居特別障害者控除：53 万円	各市税事務所市民税課 （※ 91 ページの4を参照）
	本人の障がいにより、障害者控除の適用を受ける方で、前年の合計所得金額が 135 万円（給与収入では 2,043,999 円）以下の場合	非課税	
固定資産税	令和 13 年 3 月 31 日までに障がいのある方等が居住する家屋で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事が行われた場合	100㎡相当分の固定資産税の 3 分の 1 を 1 回に限り減額	各市税事務所固定資産税課 （※ 91 ページの4を参照）
相続税	障がいのある法定相続人が相続又は遺贈により財産を取得した場合	85 歳に達するまでの年数に 10 万円（特別障害者は 20 万円）を乗じた金額を相続税額から控除	各税務署 （※ 91 ページの6を参照） 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
贈与税	重度の障がいのある方（特別障害者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち 6,000 万円までは非課税	
	特定の障がいのある方（特定障害者のうち特別障害者以外の者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち 3,000 万円までは非課税	
個人事業税	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が 310 万円以下の場合	税額から 7,500 円を限度として減免	札幌道税事務所税務管理部 （中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 2 階☎ 281-7811）
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま・はりなど医業に類する事業を行う場合	非課税	

区　分	要　件	控除・減免額	お問い合わせ
軽自動車税	障がいのある方又はその方と生計を同じくする方が所有し、障がいのある方が自ら運転する軽自動車又は障がいのある方のためにもっぱら利用される軽自動車、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する軽自動車で、障がいのある方を常時介護する方が運転するもの（いずれも減免の対象となる障がいのある方は、一定の範囲の障がいを有する方です） 構造上、障がいのある方のためのものと認められる軽自動車	減免	中央市税事務所諸税課 （中央区南3条西11丁目　6階 ☎596-6932）
自動車税	障がいのある方又はその方と生計を同じくする方が使用し、障がいのある方のためにもっぱら利用される自動車で、一定の要件に当てはまるもの、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する自動車で、障がいのある方を介護する方がもっぱらその方のために運転するもので、一定の要件に当てはまるもの 構造上、障がいのある方のためのものと認められる自動車 （いずれも一定の範囲の障がいを有する方の利用が要件です）	減免 （申請期限があります。申請手続き等についてはお問い合わせ先にご確認ください） 課税免除 （日本赤十字社が所有（取得）する自動車で、直接その本来の事業用に供する救急自動車等）	札幌道税事務所自動車税部 （北区北22条西2丁目 ☎746-1190）
関　税	○身体障がい者用に製作された器具、その他これに類する物品の輸入 ○社会福祉施設に寄贈される物品の輸入	免除 （関税が免除されるためには、物品や使用者等の一定の条件を満たしていることが要件になりますので、お問い合わせ先にご確認ください）	札幌税関支署 （中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎内 ☎231-1443）

ま　ど

■マル優などの非課税制度

手続　障害者手帳等の交付を受けている方及びその他これらに準じる方が、最初に預金等の預け入れなどをする日までに、金融機関の窓口に非課税貯蓄申告書等を提出し、住民票の写し、障害者手帳、年金手帳、マイナンバーカード等の公的な証明書を提示して本人確認を行います。

内容	・マル優（預金など） ・特別マル優（国債など）	それぞれ元本350万円まで

注：郵便貯金の非課税制度は、郵政民営化法の施行日（平成19年10月1日）以後、廃止され、普通貯金等については、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象とされました。

なお、同法施行日前に預入等を行った定期性の郵便貯金の利子については、払出し時までは、引き続き郵便貯金の非課税制度の適用があります。

◇各税務署（※91ページの6を参照）

各種料金の割引・助成

1 NHK 受信料の減免

対象者　障がいのある方の受信料減免対象者・適用条件については、下表のとおりです。その他にも受信料が減免となる場合があります。詳細については、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。

	対象者	適　用　条　件
全額免除	市民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	市民税非課税の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	市民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級又は 2 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

手続　障がいのある方の減免申請については、所定の申請書に区保健福祉部で証明を受けてから、NHK に提出します。

手続に必要なもの（全額免除）　印鑑、お持ちの各種障害者手帳（知的障がいがあり、療育手帳を所持していないが判定を受けている方は判定書）、世帯全員の非課税であることを確認できる書類（所得（市・道民税）証明、課税証明等）（区保健福祉部の窓口で、無料で交付を受けるための専用の申請書を受け取ってから交付を受けてください。）

※別居のご家族や代理人の方が手続される場合は、非課税であることを確認できる書類（所得（市・道民税）証明、課税証明等）の交付を受けるための委任状が必要です。

※札幌市に税の情報がない方は、以前にお住まいだった市町村から非課税であることを確認できる書類（所得（市・道民税）証明、課税証明等）を取り寄せる必要があります。

※郵送で申請する際は、ＮＨＫのホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームに氏名・住所等を入力することで、免除申請書と専用の返信用封筒を取り寄せていただくことが可能です。

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/DisabilityExemptionPostInput.do

手続に必要なもの（半額免除） 印鑑、お持ちの各種障害者手帳（知的障がいがあり、療育手帳を所持していないが判定を受けている方は判定書）

◇ NHK ふれあいセンター

☎ 0570-077-077（ナビダイヤル：有料）

〈受付時間〉午前９時～午後６時（土・日・祝日も受付）

IP 電話・光電話・マイラインなどを利用していてナビダイヤルがつながらない場合は☎ 050-3786-5003（有料）

〈受付時間〉午前９時～午後６時（土・日・祝日も受付）

FAX 045-522-3044

返事を送るため、ご自分の名前、住所、電話番号、FAX 番号などを正しく記入してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 NTT 番号案内サービス

ふれあい案内　視覚や上肢等が不自由な方、聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、知的障がいや精神障がいがある方などが、NTT の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

対象者

・身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
　視覚障がい　1 ～ 6 級
　肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい　1 ～ 2 級）
　聴覚障がい　2 級、3 級、4 級、6 級
　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3 級、4 級
・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
　視力の障がい　特別項症～第 6 項症
　上肢の障がい　特別項症～第 2 項症
　聴覚障がい　第 2 項症、第 4 項症
　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい　第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症
・療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方
・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

◇ NTT　ふれあい案内事務局　0120-104174　FAX　0120-104134
（午前 9 時～午後 5 時、定休日：土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日））

FAX によるお問合せの注意事項

・FAX でお申込書、障害者手帳等を送付しても受付けされません。
・返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問合せです。

※具体的なご利用方法等については、NTT ふれあい案内事務局へお問合せください。

3 通信サービスの割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、携帯電話、インターネット、ケーブルテレビ等の通信サービスで基本料金等が割引される場合があります。詳細については、各携帯電話会社等にお問い合わせください。

◇各携帯電話会社等営業所窓口

4 郵便料金等の優遇措置

点字郵便物などの無料扱い、心身障がい者団体が発行する定期刊行物の低料第三種郵便物料金の適用、ゆうパック等の料金（運賃）減額などの優遇措置が受けられます。

点字郵便物及び特定録音物等郵便物　次の郵便物で開封のものは、郵便料金が無料となります。

○点字のみを内容とするもの。

○視覚障がい者用の録音物又は点字用紙を内容とするもので、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社が指定した施設から発受するもの。

点字ゆうパック　前述の点字のみを内容とする郵便物として郵送することができない大型の点字図書を発送する場合、ゆうパック運賃が減額になります。

心身障がい者用ゆうメール　身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と、図書館との間で閲覧のために図書を送る場合、ゆうメール運賃が減額になります。

聴覚障がい者用ゆうパック　聴覚障がい者用のビデオテープ、その他の録画物を内容とし、日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障がい者との間で貸し出し、又は返却のため発受するものは、ゆうパック運賃が減額になります。

心身障がい者団体発行の定期刊行物　心身障がい者団体が、心身障がい者の福祉を図ることを目的として定期刊行物（第三種郵便物の承認があるもの）を郵送する場合、郵便料金が減額になります。

青い鳥郵便葉書　重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に対して、毎年（受付期間：4月1日から5月31日まで　※なお、それぞれ当日が土日又は休

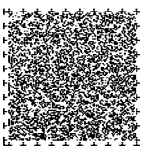

日に当たる場合は、翌営業日）申出者 1 人につき 20 枚を無料で配布しています。
◇全ての郵便局

5 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療養などを行っている方を対象に酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる、電気料金の一部を助成しています。

内容　1 日当たりの酸素濃縮器使用時間による 1 か月当たりの助成額
○ 12 時間未満　1,000 円
○ 12 時間以上　2,000 円

◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）
※障がいのある方や配慮が必要な方のための災害の備え（87、88 ページ参照）

6 災害対策用品（非常用電源装置等）購入費助成

在宅で人工呼吸器等を使用する障がいのある方に非常用電源装置等の購入費用を助成します。

対象者　札幌市の住民基本台帳に住民登録がある方で、次の 1 から 3 のいずれかに該当する方

1. 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の助成を受けている方
3. 1、2 以外で、人工呼吸器や酸素濃縮器などの日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している身体障がい者等で市長が特に認める者

手続　非常用電源等を購入する前に、お住いの区役所保健福祉課で申請してください。必要な書類などは、窓口までお問合せ下さい。

助成対象となる用品

用品の種目 ※以下の 3 種目のうち、1 つについて助成	性能要件	基準額
正弦波インバーター発電機	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	120,000 円
ポータブル電源（蓄電池）	障がい者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	93,500 円
DC/AC インバーター（カーインバーター）	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	30,000 円

費用　市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額が生じます。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	助成基準額の 1 割（1 円未満切捨て）

※購入に係る費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく全額自己負担となります。

※用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象とはなりません。

※ 18 歳以上の方で、本人または同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が 46 万円以上の場合、支給の対象外となります。

7 市内文化・体育施設の利用料減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、市内にある体育施設や文化施設などを、無料又は割引料金で利用できることがあります。施設によって割引率等が異なりますので、ご利用の際は直接施設にお問い合わせください。

その他

1 生活福祉資金の貸付け

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

各資金によって貸付限度額、据置期間、返済期間及び貸付利率が別に定められています。

資金の種類

① 総合支援資金：生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費

② 福祉資金：福祉費（生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、住宅の増改築や補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、福祉用具等の購入に必要な経費、障がい者用自動車の購入に必要な経費、中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費、介護サービスや障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費、冠婚葬祭に必要な経費、住居の移転など給排水設備等の設置に必要な経費、就職や技能習得等の支度に必要な経費、その他日常生活上一時的に必要な経費）・緊急小口資金

③ 教育支援資金：教育支援費・就学支度費

④ 不動産担保型生活資金：一般高齢者世帯向け・要保護高齢者世帯向け

⑤ 特別生活資金 (冬期生活資金)：冬期の生活に必要な灯油などの購入費

◇各区社会福祉協議会（※ 92 ページの9を参照）

（ただし、①総合支援資金、④不動産担保型生活資金の一般高齢者世帯向けのみ札幌市社会福祉協議会）

2 市営住宅

市営住宅は、住宅に困り所得の少ない方に所得に応じた家賃で住んでいただくための公営住宅で、申込資格を満たす場合にお申し込みいただけます。家族向け住宅のほか、特定の要件を満たす方は以下の住宅にもお申し込みいただけます。

単身者向け住宅　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、戦傷病者で障がいの程度が特別項症から第六項症まで又は第一款症の方等で独立して日常生活を営める方（在宅介護等を受けて営めることを含む。）が対象です。

車いす使用者向け住宅　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、恒常的に車いすを使用している単身者又は世帯が対象です。

抽選優遇制度　障がいの状況等に応じて、公開抽選の際に抽選番号を複数個増やして交付し、当選確率を高める優遇制度を実施しています。

手続　募集方法や申込資格等の詳細は、各区役所で配布している募集パンフレットをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。

◇札幌市住宅管理公社業務課募集担当係

（中央区北１条西２丁目　オーク札幌ビル　☎ 205-3071）